

# ゼロエミ・チャレンジ企業ロゴマーク使用規約

経済産業省  
産業技術環境局  
環境経済室

## 第1条 目的

「ゼロエミ・チャレンジ企業ロゴマーク使用規約」（以下、「本規約」といいます。）は、経済産業省が作成するゼロエミ・チャレンジ企業リストの広報又はゼロエミ・チャレンジ企業リストに企業名が含まれている事実を称することを目的として策定した、別紙1に掲げるロゴマーク（以下、「ロゴマーク」といいます。）の使用に際し、遵守すべき事項を定めるものです。

## 第2条 権利の帰属

ロゴマークに関する知的財産権は、経済産業省に帰属し、ロゴマークの使用を希望する者は、本規約に従う限りで、その使用が認められるものとします。

## 第3条 使用者とその用途

第1項 ロゴマークを使用する者は、経済産業省が別に定める「『ゼロエミ・チャレンジ』ロゴマーク使用マニュアル」に従うこととします。

第2項 ゼロエミ・チャレンジ企業は、投資家、従業員又は求職者、取引先企業等のステークホルダーに対し、ゼロエミ・チャレンジ企業リストに企業名が含まれている事実を自社の企業情報としてPRするためにロゴマークを使用することができます。ただし、ロゴマークの使用に関する権利を、経済産業省の同意なく、第三者に譲渡、担保提供もしくは転貸し、または代理使用を許諾することはできません。

（参考）ロゴマークを自社紹介に使用できる「ゼロエミ・チャレンジ企業等」の範囲

○ゼロエミ・チャレンジ企業の企業名：●●ホールディングス(株)

○実際のグループ企業：●●ホールディングス(株)、○○(株)、(株)◎◎、(株)△△

○ゼロエミ・チャレンジ企業リストに含まれている企業名：●●ホールディングス(株)、○○(株)、(株)◎◎

◎使用できる企業：●●ホールディングス(株)、○○(株)、(株)◎◎

第3項 ゼロエミ・チャレンジ企業以外の企業、団体等又は報道機関は、ゼロエミ・チャレンジに関する取組の紹介、広報等に必要な範囲で、ロゴマークを使用できることとします。

第4項 ゼロエミ・チャレンジ企業リストの作成主体である経済産業省は、本条第1項から第2項の規定に従うことなく、ロゴマークを使用できることとします。

#### 第5条 使用条件

第1項 使用者は、ロゴマークを無償・無期限で使用できることとします。

なお、複数年度にわたってゼロエミ・チャレンジ企業リストに企業名がある企業等は、複数のロゴマークを併載できることとします。

ただし、重大な法令違反等により、「ゼロエミ・チャレンジ企業リスト」から除外した場合は、その事実が発生した日以降、ロゴマークを使用することができません。

第2項 使用者は、以下に掲げる用途・用法でロゴマークを使用することはできません。

第1号 ゼロエミ・チャレンジの趣旨に反するもの。

第2号 提供する商品やサービスの販促を目的として、その品質を保証・担保するかの用に用いるもの、又は消費者等に対し、そのような誤解を与えるおそれのあるもの。

第3号 法令や公序良俗に反するもの。

第3項 経済産業省は、本規約に反する使用の実態を確認した場合は、その使用者に対し、用途・用法の改善、使用の停止等必要な措置を取ることができることとします。

#### 第6条 報告

経済産業省は、必要に応じ、ロゴマークの使用者に対して使用状況の報告を求めることができることとし、使用者は、可能な限り、これに協力することとします。

#### 第7条 改訂

経済産業省は、本規約を必要に応じて、使用者等に事前の通知なく改定することができることとします。

附則

施行日：令和2年10月9日

問い合わせ・報告先

経済産業省 産業技術環境局 環境経済室

〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

電話：03-3501-1770

(別紙1)

ゼロエミ・チャレンジロゴマーク本規約の規定するロゴマークとは、以下を指します。

1. 数字(リストに載った年度)の表示のないもの



2. 数字(リストに載った年度)の記載のあるもの (ロゴマークに記載のある数字はリストに載った年度(西暦)を表すものであり、毎年変更します)

(作成中)